

広島県選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、三三九
広島市東区	三二、四二一
広島市南区	三七、七二三
広島市西区	四九、八六八
広島市安佐南区	六〇、六六七
広島市安佐北区	四一、〇五二
広島市安芸区	二一、一七二
広島市佐伯区	三六、六四六
呉市	六六、〇二一
竹原市豊田郡	一〇、二八〇
三原市世羅郡	三二、一〇三
尾道市	四〇、二二五
福山市	一二五、九〇三
府中市神石郡	一四、七六二
三次市	一五、三九七
庄原市	一〇、九七七
大竹市	七、九三九
東広島市	四七、五七四
廿日市市	三一、九四一
安芸高田市	八、六〇三
江田島市	七、四九九
安芸郡	三一、五七九
山県郡	七、四六一